

消防危第 287 号
令和 2 年 1 2 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について

危険物行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

危険物施設等における事故防止対策については、平成 28 年 3 月に、学識経験者、危険物関係業界及び消防関係行政機関の関係者で構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき実施しております。連絡会では、「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について」（平成 28 年 11 月 2 日消防危第 203 号。以下「現指標通知」という。）で示す「深刻度評価指標に基づく重大事故」の発生を防止することを目標とし、関係機関が一体となって優先的に推進しているところです。

今般、令和 2 年 9 月に開催した令和 2 年度第 1 回連絡会において、現指標通知 1、(2)に示す「流出事故に係る深刻度評価指標」を、より適切に事故事例を評価・分類できるよう、下記のとおり改正することを決定しましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、引き続き、深刻度評価指標を参考に適時適切な指導を行っていただくとともに、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、事故防止に係る取組を積極的に実施していただきますようお願いいたします。

また、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進についてご配慮をお願いいたします。

記

1 新たな流出事故に係る深刻度評価指標

下表に示すとおり、現指標通知 1、(2)の表 2 に示す流出範囲指標と流出量指標を統合し、新たに流出被害指標に改めます。

ア 事故の定義

現指標通知 1、(2)、アのとおり

イ 深刻度評価指標

(ア) 人的被害指標

現指標通知 1、(2)、イ、(ア)のとおり

(イ) 流出被害指標

危険物の流出した範囲及び流出した危険物の指定数量に応じたマトリックス図上に深刻度をレベル 1～4 に分けた評価指標となる。なお、河川や海域に危険物が流出する等、事業所外へ広範囲に流出とは、事業所の敷地境界線から約 100m 以上流出したものをいう。

表 新たな深刻度評価指標（流出事故）

<人的被害指標>※1

深刻度レベル	内容
1	死者が発生
2	重症者または中等症者が発生
3	軽症者が発生
4	軽症者なし

<流出被害指標>※2、※4

内容		指定数量の 倍数が 10 以上	指定数量 の倍数が 10 未満 ～1 以上	指定数量 の倍数が 1 未満 ～0.1 以上	指定数量 の倍数が 0.1 未満	
		深刻度レベル				
内容	深刻度レベル	河川や海域に危険物が流出する等、事業所外へ広範囲に流出	1	1	2	3
		事業所周辺のみ流出※3	1	2	3	3
		事業所内の隣接施設へ流出	2	3	3	4
		施設装置建屋内のみで流出	3	3	4	4

※1 交通事故による死傷者は除く。

※2 移動タンク貯蔵所が荷卸し先等の事業所内に在る場合、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。

※3 事業所敷地境界線から 100m 程度の範囲にとどまるもの。また、流出範囲の記載のない場合は事業所外に流出量 100 L 程度。

※4 指定数量の倍数は流出・漏えいした「危険物」の指定数量の倍数を合計した数。

2 留意事項

- (1) 前 1 に示した新たな流出事故に係る深刻度評価指標は、令和 3 年 1 月 1 日以降に発生した事故から適用するものであること。
- (2) 現指標通知 1、(1)に示す「火災事故（爆発事故を含む。）に係る深刻度評価指標」は従前のとおりであること。
- (3) 本通知の内容は、「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の一部変更について（平成 28 年 12 月 5 日付け消防危第 228 号・消防特第 209 号）の報告要領に変更を生じるものではなく、新たな事務処理等が発生するものではないこと。

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、平野、秋山

T E L : 03-5253-7524 (直通)

F A X : 03-5253-7534

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp